

天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』

岡本眞子
須田牧子

はじめに

天龍寺妙智院所蔵『明国諸士送行』は、明人から送られた八通の文書を卷子仕立てにしたものである。本稿ではこの『明国諸士送行』の翻刻・紹介を試みる。

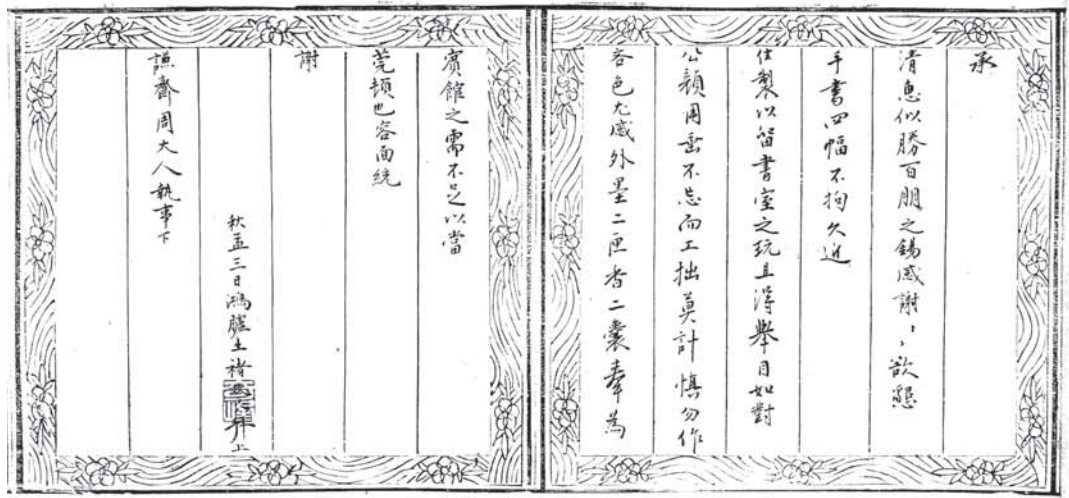
よく知られているように、妙智院第三世の策彦周良（一五〇一―七九）は、天文八年度遣明船において副使、天文十六年度船においては正使を務めた。妙智院にはこの策彦の二度の入明に関わる史料が多数残され、その大半は現在、「策彦入明記録及送行書画類三十一種」・「同十四種」という形でまとめられ、京都国立博物館に寄託されている。『明国諸士送行』は、このうち三十一種に分類される。

これらの史料は、策彦自筆の旅日記である『初渡集』（天文八年度船時の記録）・『再渡集』（天文十六年度船時の記録）を筆頭に、日明関係史の根本史料として古くから利用されてきた。その多くは牧田諦亮氏によって翻刻され、同著『策彦入明記の研究』（法蔵館、一九五九年）に収められている。同書は、日明関係史研究の基礎をなす重要な研究であるとともに、近年まで「策彦入明記録及送行書画類」の写真を所蔵公開している機関がなかったこともあって、史料引用の際の参照元としても

広く利用されてきた。だが『明国諸士送行』については、最初の一通を除いては未収録であり、唯一翻刻された一通も、「雑録」と題される雑多な文書を集めた項目のなかに収められたため、これが『明国諸士送行』所収文書の翻刻であるとは、認識しえないものになっている。

史料編纂所では、一八八七年から八八年にかけて妙智院所蔵日明関係史料の影写・贈写を集中的に行い、『明国諸士送行』も影写している。しかし『妙智院文書』坤と題した一冊のなかに、題を略して文書だけを写し、他史料と共に収録したため、『明国諸士送行』というまとまりが存在することは意識しえない状況にあった。二〇〇七年から〇八年にかけて、史料編纂所では、妙智院ご住職島見周悦氏と京都国立博物館のご理解・ご協力のもと、「策彦入明記録及送行書画類」の撮影を行い、『妙智院所蔵史料』一〜十四として写真帳を作成した。ここに「策彦和尚入明記録及送行書画類」の全体像が初めて写真で確認しうることとなり、『明国諸士送行』と名付けられた卷子の存在も再認識されることとなったのである。

冒頭に述べたように『明国諸士送行』は、八通の文書を貼り継ぎ卷子に仕立てたものである。以下並び順に従い、一号文書〜八号文書と称する。卷子の表には「明国諸士送行」と直接墨書されている。八通はそれ



第三号文書 褚效良書状

それ紙質も大きさも筆もばらばらで、すべての文書に紙折り線が認められ、おそらく八通ともに原文書なのではないかと推定される。特に三号文書は飾り罫線が印刷されている用紙に墨で書かれ、差出の名の上に朱印が捺されており、一見して原本と知られる（写真）。三・五・六号文書以外の文書には、右端上に小さく墨で「正」と書き込まれている。これがいつの時点で書かれたのかは不明だが、あるいは「正文」の意で後筆されたのかもしれない。なお「正」の字が見られない文書のうち、五号・六号文書は折れ線の痕から文書の両端が切り取られていると予測される。

文書の差出はすべて明人であるが、内容は雑多で、初渡時・再渡時のもの両方が混在する。また五号は策彦個人宛であるのに対し、七号は初渡時の正使である湖心碩鼎宛として到来したものであるというように、文書自身の性格も異なっている。こうした史料の性格を考慮して、本稿では一通毎に翻刻と文書の発給背景を記した解説を付すことにした。詳細は個々の解説に譲るが、ここでも簡単に概観し、史料の性格を把握する一助としたい。それに先立ち、初渡・再渡の行程のおおよそを示しておく。

策彦の初渡にあたる天文八年度船が、博多を出発したのは天文八年（一五三九）三月初頭のことである。正使は博多聖福寺の湖心碩鼎。策彦は副使である。本遣明船は大内氏の独占経営になり、大内氏家臣も多く乗り込んでいた。五島奈留島から風を得て出航したのは四月下旬、五月初頭には中国近海に到り、五月末、寧波に到着した。嘉靖二年（一五三三）の寧波争貢事件以来、日明関係は断絶しており、十六年ぶりにやってきた遣明船に対し明の警戒は厳しかった。北京への上京許可はなかなかおらず、最終的に策彦らが北京に向けて旅立ったのは十月下旬のことである。なお当該期、遣明使節団は三船構成で一船に百人、総

勢三百人、そのうち北京に上京できるのは五十名までと定められていた。北京到着は翌嘉靖十九年（一五四〇）三月初頭。寒さのために運河はまま凍り、またしばしば食料や人夫の支給が受けられずに途中で滞留するという厳しい旅であった。寧波から北京まで四か月半という旅程は十五世紀半ばの宝徳度船時の倍以上である。朝貢儀礼を終えて北京を後にしたのは五月初旬。寧波についたのは九月で、夏の季節風には間に合わず、翌嘉靖二十年六月、風をとらえて帰国した。

再渡にあたる天文十六年度船の正使は策彦である。これも大内氏の独占経営になる遣明船で、嘉靖二十六年（一五四七）六月、寧波の外港定海に到ったが、十年一貢の貢期より早いことを理由に受け入れられず、しばらく定海近海の島に滞留した。翌嘉靖二十七年三月、寧波に上陸、十月になってようやく北上を開始する。北京に到着したのは四月下旬で、初渡時よりさらに長い旅であった。数か月の北京滞在ののち八月初旬に寧波にむけて出発、九月、現在の河北省滄州市付近に到った。『再渡集』はここで終わっており、以後の日程の詳細は知られない。寧波に到着したのが十二月三十日だったことのみ『大明譜』¹⁾に記載がある。

各文書の概観に移る。一号文書は再渡にかかると、寧波―北京の往復に随行する伴送官ないし市舶司通事の一人が、北京において無事に皇帝から宴会を賜ったことを祝して正使以下遣明使節宛に送ってきた書状。二号文書は初渡にかかると、帰路、長江をどうやって越えるかなどについて日本側と中国側がもめていることが具体的にわかる。この件でもめたことについては『初渡集』等には記載がない。三号文書は再渡にかかると、墨と香を贈り、策彦自筆の書を求めたもの。贈られたことについては『再渡集』にもみえるが、書状は写されていない。四号文書は初渡にかかると、帰路南京に立ち寄るかどうかもめていることがわかるもの。差出は二号と同じである。五号文書は初渡にかか

るもので、酒の肴に付して策彦宛に送られた書状で、寧波の文人と策彦の交流をうかがわせるもの。三号同様、送られたことは『初渡集』に見えるが、書状は写されていない。六号文書は再渡にかかると、面会の制限厳しく、別れを直接告げ得ないことを嘆き、十年後の再会を期待するとする策彦宛の書状。内容からして『再渡集』が無い時期のものである。七号文書は初渡にかかると、定海から寧波への出発時期についての役所からの伝達。宛先は「大使閣下」で正使の湖心宛だが、これに対する返書は実際には策彦が書いたらしく、その関係で策彦の手元に残ったものであろう。八号文書は、北京―寧波間のいずれかの駅において、駅の接待担当官が逃げ出して食料が支給されないという状況に際して送られてきた書状。差出は二・四号と同じで、ここから初渡にかかると知られる。以上二・四・五・七・八号文書は初渡に、残りは再渡にかかるとのである。また三・五・六号文書は策彦宛だが、一・二・四・七・八号文書は正使あるいは遣明使節団全体に宛てられたもので、直接策彦のみに宛てられた書状ではない。ここから副使であった初渡の際にも、策彦が明側との交渉を實質的に担っていたことがうかがえる。

以上の通り、『明国諸士送行』は、『初渡集』『再渡集』の記述を補い、あるいは他史料からは知りえない、明側の役人との折衝や文人との交流の様相が具体的にわかる貴重な史料である。ただし六号を除いてはいずれも「送行」、すなわち策彦らの帰国を送る文と言いうるような性格のものではなく、この史料名自体は適当とは言えない。推測になるが、本史料は、策彦自身の手によってまとめられたものではなく、後代、策彦の残した遣明船関係史料群のなかにばらばらに残っていた文書をまとめて卷子に仕立て、差出から仮に『明国諸士送行』と名付けたものではないか。²⁾

策彦が持ち帰ったと考えられる明人から送られた文書としては、再渡

にかかる明側の官庁から到来した書状二十七通を写した「嘉靖公牘集」⁽³⁾がよく知られている。また策彦は、初渡の際には、明人とやり取りした書状、とりわけ明の官庁から来た書状については、丹念に『初渡集』に写し取っている。「策彦入明記録及送行書画類三十一種」のなかに、十六世紀初頭の永正度船の際に日本側が明側の役人とやり取りした書状を策彦が写した『壬申入明記』が残されていることを考え合わせれば、策彦には今後の遣明船事業の先例蓄積のため文書を残しておこうという意識があったように思われる。しかし『明国諸士送行』所収文書は七号文書を除いては、こうした写すべきと認識された公文書とは異質のものである。八通のうち七通に日付がなく、四・八号文書などは宛所さえない走り書きの類であり、内容からおそらく即時性が高く、本来用がすんだら破棄される性質の文書が多いと考えられる。大量に到来したであろう、このような明側の文書のうち、なぜこの八通だけが残ったのか。またほかの文書、とりわけ策彦が写すべき、残すべきと認識したような文書はいつどのような経緯で流出しあるいは消滅したのか。いまだ謎は多いが、『明国諸士送行』は、策彦に関わる日明関係史料群の成立と性格を考える上でも、貴重な史料と言えるだろう。

なお本稿は、東京で行なった輪読会の成果を岡本と須田がとりまとめたものである。会の参加者は以下の通り（敬称略）。臼井和樹、岡本真、オラー・チャバ、須田牧子、関周一、手島崇裕、屋良健一郎、米谷均。また「前近代東アジアの外交と異文化接触―日明関係を軸とした比較史的考察」（基盤研究B、代表村井章介）の研究成果の一部でもある。

末筆ながら、翻刻をご許可下さった妙智院ご住職島見周隆氏に厚く御礼申し上げます。

【凡例】

- ・文字はおおむね常用字体に改め、読点・並列点を適宜加えた。
- ・改行はおおむね原体を尊重したが、適宜追い込んだ箇所もある（一目のみ）。尊敬を表す擡頭・平出・闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□で示し、判読不能の文字は■で示した。抹消された文字は左傍に〃を付し、挿入のため脇付された文字は文中に繰り込んだ。
- ・校訂注は□で示し、人名などの説明注はこれを略して解説のなかに織り込んだ。
- ・その他、適宜※を付して注記を示した。

一、 淮山居士書状

【翻刻】
（異筆九）
「正」

時戊申冬孟六日、生与

日本国使臣周謙齋・櫟庵雪窓諸列位赴京、越今年己酉夏至二十一日
到京、宿於会同南館、候

礼部諸当道下処分間、蒙

欽賜謙齋等御宴、生見

朝廷、欽命柱国大臣親為同宴、足以見当今

聖明厚待遠人之意、古云、所敬者寡而悦此衆者、正此謂也、生不揣鄙陋、

粗出数言以表同来之意、呵呵、

天使乗輅下九重、会同設宴勝蓬瀛、庖龍烹鳳珍餽饌、盃牽相酬喜
愛隆、鼓吹声中歌盛世、教坊樂裏賀來誠、万井衣冠朝

帝闕、諸方異域尽來同、

淮山居士拜

正使 二位大人 暨
副使 居座雪窓列位大人

煩借韻擲來、以為永恩耶、

【解説】

淮山居士某が、策彦周良等が北京で皇帝から御宴を賜ったことを寿ぎ、詩を添えて贈ってきた書状。冒頭の「戊申冬孟六日」すなわち嘉靖二十七年（一五四八）十月六日という日付から、再渡の時のものであることが知られる。再渡時の正使は策彦周良。初め怡齋、のち謙齋と号した。本状は管見の限り謙齋号の初出である。副使は竺裔寿文。近江慈光院の僧で、おそらく初めての入明である。文中「居座雪窓」と表記されるのは雪窓等越。樸庵と号し、初渡に引き続き一号船居座を務めた。『初渡集』には「釣雲」と称され類出する。

策彦らが嘉靖二十七年十月六日に寧波から北京にむけて出発したことは、『再渡集』同日条に見えている。淮山居士は不詳だが、寧波から策彦らに同道して上京していることから、使者の往復に付き添う伴送官ないし市舶司通事の一人と推察される。『再渡集』で伴送官として見えるのは蒋文萃・李某・周某の三人、市舶司通事のうち同道して上京したことが確認できるのは周文苑である。

『再渡集』によると、策彦らは、翌嘉靖二十八年四月十八日に北京に到着、玉河館とも称される会同南館に入った。文中「己酉夏至二十一日」すなわち嘉靖二十八年五月二十一日に到ったとあるのは不審。北京での外国使節の宿泊所としては、初め会同館が置かれたが、十五世紀半ばには増築分離され、会同北館と南館となった。通例日本使節が泊まるのは会同南館である。なお皇帝から賜る宴会などは会同北館の方で行われる定めであった。到着後、さっそく朝参し（四月二十四日）、礼部に表文などを収めた（同二十六日）。皇帝が朝貢品を一覧したことが伝えられてまもなく、皇帝から筵宴を賜る由が伝えられ、五月二十七日、会同北

館において「大々監・国公」が来臨して宴会が行われた。朝貢に伴う交渉事もあらかた済んだ七月二十七日にも、同じく「大々監・国公」が来臨しての宴会が行われている。『大明会典』によれば、日本が進貢した際には、大臣一人・内臣一人が出席し、二度の筵宴を賜ることと規定されており、これに照らせば、「大々監」は内臣に、「国公」は大臣にあてられる。また二度の宴会が規定どおりであることも確認される。策彦らは八月九日、北京を辞して帰途に就いた。

本文書は、「候礼部諸当道下処分間」すなわち礼部の諸役人が朝貢に関わる種々の業務を処理しているのを待っている間、とあるから、二度の賜宴のうち、五月の最初の宴会の時のものと考えられる。本状末尾には「煩借韻擲來、以為永恩耶」（こ面倒でもお返し詩をいただければ、幸いに存じます）とあるが、『再渡集』には、淮山居士から詩をもらったことも書かれておらず、次韻して返したのかどうかも知られない。

二、鄧壁書状

【翻刻】
（異筆之）
一正

生所謂万全者、蓋各船有好有壞、好者雖不慣江行、猶可以江船夾持而進、壞者非大修補、決難用之、此等窮船、必無措備、必動有司、錢糧方可集事、有司誰肯為之、欲換一兩隻、或方尋処多、則決無、故生欲討南京大擺江船五・六隻、加之儀真過江馬船一・二隻、將敗壞不堪江行者、搬上擺江馬船、有的当從人看守本船、則令看守、無的当人者、連行李搬過渡江、責令本船在儀真略加修粘、如此彼失俱便、必欲不留從人・行李在船、俱搬上擺江馬船、回至儀真復載、若此言南京内外守備听允撥船預備、不

勝之幸、但慮不能如願爾何也、座船江行、必得蓬橋猫纜^{〔蓬〕}

俱完好者、方可生、一為

朝廷欽賜在船、一為

使臣万里遠來、必取安全之計也、此正法之所先定而算之無遺策焉、豈謂官不容針而有私于舟子也、私之

何益何用、私為本船可渡甚不費事、何用擾々、

使臣若不听信必欲座船渡江、決有疎虞、非生所能保

也、大抵裏河船不知江行水性、又焉知前次、日使至南

京、不用擺江馬船哉、此等事情、生生長江隅熟知、用船

之法、江不比海、海船大而可縱行、江船小而在善使、言尽于

此、請

自愛量生、豈不知殘暑可畏而忍、

使臣劇処一二舟平用、是復、

鴻臚寺壁生奉復

正副二公暨

列位使臣共覽

【解説】

正使・副使以下の日本使節団に宛てられた返書。運河を利用して北京と寧波のあいだを移動してきた日本使節団が、長江を渡る際に船を乗り換えるかどうかについての議論に関わるもので、乗り換えずにこれまで乗ってきた船をそのまま用いるのを提案した日本使節に対する反対意見が記されている。その理由は、これまで日本使節団が搭乗してきた船には整備されたものもあれば壊れているものもあるが、完全に整備されたものでなければ無事には長江を渡れないこと、朝廷からの賜り物が船にあり、また使節団は遠くからやってきているのだから安全な方策をとるべきこと、運河を航行する船は長江の水勢になじまないことなどである。

る。そしてこれを踏まえ、南京や儀真から大型の渡し船を調達してきて、これまで運河の航行に利用してきた船をそれに載せたり、必要に応じて搭乗員や積載品を渡し船に移したりすることが提案されている。

差出の「鴻臚寺壁生」は明の通事鄧壁のこと、生は謙称としてしばしば用いられる。彼は文書中で長江の川辺で生長したと述べているが、『初渡集』には長江の南岸に近い、毘陵駅の付近が彼の郷里だったと記される（嘉靖十九年八月十日条）。

『初渡集』・『再渡集』に見られる明側の通事には、鴻臚寺に所属し北京に在った者と、浙江省市舶提督司に所属し寧波に在った者の二種類がある。差出に鴻臚寺が冠されていることから明らかのように、鄧壁はこのうちの前者にあたり、策彦初渡時に、王縉とともに日本使節に應對した。なお、『初渡集』では彼らのことを記す際、「王・鄧二大通事」（嘉靖十九年三月七日条）のように「大通事」の呼称を用いているが、正式な官職としての大通事は嘉靖初年にすでに廃止されていたため（『大明会典』巻百九・賓客・各国通事）、鄧壁らを指す「大通事」はあくまで通称であろう。

鴻臚寺の通事は、単に通訳をおこなうだけでなく、外国使節が皇帝へ謁見する際の先導をおこない、また使節が北京から帰途につく際にはそれを見送って随行することも職掌とする。初渡時の鴻臚寺通事二人のうち、王縉は謁見の先導をおこなったのみだが、鄧壁はそれに加えて使節の帰途にも随行した。『初渡集』には、嘉靖十九年（一五四〇）五月九日に北京を発った日本使節団が、同七月二十三日に儀真駅（揚州府儀真県）に至り、翌二十四日に同駅に留まって南京へ上るための渡し船について議論したことが記されている。本文書はこれに関連して発給されたものである。議論の詳細は『初渡集』からは知り得ず、本文書によってはじめて日本側と明側の意見の対立を知ることができる。この文書を

受け取った日本側がどのように反応したかは定かでないものの、『初渡集』同月二十八日条に渡し船へ乗り移った旨が記されているため、最終的には鄧璧の意見の容れられたことがうかがえる。

三、褚效良書状

承
【翻刻】

清恵似勝百朋之錫、感謝々々、欲懇手書四幅、不拘久近

佳製以留書室之玩、且得拳目如対

公顔、用垂不忘而工拙莫計、慎勿作

吝色尤感、外墨二匣・香二囊、奉為

寶館之需、不足以當

莞頤也、容面統

謝、

秋孟三日 鴻臚生褚效良拜上

謙齋周大人執事下

※「效良」の字面に重ねて朱方印（印文「奇峰」）を捺す。

【解説】

褚效良が策彦に宛てて、贈り物に対する謝意を述べるとともに、四幅の書の揮毫を依頼し、あわせて墨と香を二つずつ贈ったもの。差出の日付は「秋孟三日」、すなわち七月三日である。『再渡集』嘉靖二十八年（一五四九）七月三日条に「褚大人惠墨二個・線香二包」という、日付だけでなく贈呈者や贈り物の品目と数量の一致する記述があるため、本文書は策彦が北京滞在中の嘉靖二十八年のものであることがわかる。

褚效良は策彦再渡時に応対した鴻臚寺の通事で、その名を重ねて捺さ

れた印文の奇峰は彼の号であろう。初渡時に北京で日本使節に應對した鴻臚寺の通事は王縉と鄧璧の二名だったが（二号文書解説参照）、再渡時には、北京に滞在していた策彦周良らを「大通事温潤並胡・褚・楊」が慰問したり、朝拜の先導を「温・褚・楊三大通事」が務めたりと、四名の通事が應對した（『再渡集』嘉靖二十八年五月十五日条・同七月三十日条）。このうち温潤以外は、『再渡集』には姓のみで名が記されていない。しかし、言語学の分野では、『日本館訳語』（明代に編纂された日本語と中国語の対訳集）のロンドン大学本に、「嘉靖二十八年十一月望、通事序班胡滂・褚效良・楊宗仲校正」という識語のあることから、『再渡集』に登場する「胡・褚・楊」がそれぞれ胡滂、褚效良、楊宗仲にあたる可能性が早くから論じられてきた⁽⁵⁾。この見解は、ほぼ同時期に日本関係に携わった同姓の者がいるという蓋然性に基づいたものだが、本文書によって『再渡集』中の「褚」は褚效良であることが明らかとなるので、右の見解に確かな根拠を加えることができる。

これら再渡時の鴻臚寺通事四名のなかでも比較的頻繁に『再渡集』に登場するのが、温潤と褚效良である。このうち温潤については、初渡時の鄧璧と同様、日本使節団の北京から寧波への帰路に随行する任務にあたったことが主要因である（嘉靖二十八年八月十一日条・同九月三日条）。一方、褚效良については、帰路に随行した形跡はないが、漢詩や物品を授受したり対談したりと、策彦と親交を深めていることが知られる（同六月十二日条・同十三日条・同七月三日条・同二十四日条）。このような状況からすると、褚效良は再渡時の鴻臚寺の通事のなかで、もつとも親密に日本使節団と交流した人物と見ることもできる。

褚效良が策彦以外の遣明使節団員とも親しく交わったことは、『江雲隨筆』（東京大学史料編纂所蔵謄写本）所収の送行詩によりうかがい知ることができる。管見の限りこれは『明国諸士送行』と同様に未紹介

史料のため、あわせてここに翻刻する。

送順心恕上人再奉使事入我明朝、事畢榮還日東、作詩以贈之、四首

幾年湖海客盟寒、相見情深別更難、明日郵亭一回首、江天雲樹共漫漫、
一騎遙從薊北歸、天涯回首思依依、絕憐踪跡如鴻燕、春去秋來客自飛、

教君去々成帰計、目断扶桑有所親、明日故園春信早、折梅須寄隴頭人、

西風独上路河船、万里迢々水接天、鷄犬不用桑拓尽、潮声汨没断人煙、

嘉靖二十八年(一五四九)
嘉靖己酉秋八月朔日鴻臚奇峰褚教良書

この送行詩を贈られた順心恕上人とは、筑前聖福寺順心庵の仁叔崇恕を指す。彼は天文八年度には從僧として、同十六年度には四号船居座として、策彦と同様二度にわたり遣明船に搭乘した。末尾に「褚教良」とあるが、鴻臚寺の官員を名乗っていることや、奇峰という号が一致することから、伝写の過程で褚教良が誤って記されたものと推察される。

四、鄧壁書状

【翻刻】
【異筆カ】
【正】

昨日就有此簡、面啓

公公・衆官会集、猶可議進止、今日誰

敢為上、此亦進不得見、生謂、南京之山水、

不如蘇杭之富麗、南京之物産価高、不

如蘇杭繁演可買、

朝廷負重相待、

使臣各持大体、夫至即行、不失体面、

尊榮而歸、安淨而往、足見

使臣之位望端重、取重于兩京多□

此処実不比北京各守臣嚴切畏事、

岸上物色足以知之天、董用

復、惟

高惟深、察之々々、

壁生拜復

【解説】

日本使節からの書状に対し、二号文書と同様、鴻臚寺の通事鄧壁が返書したもの。南京の風景は蘇杭（蘇州や杭州）のように美麗でなく、南京の産物の価格が高いのに対し蘇杭は繁榮しており買物に適していることや、朝廷は重責を負って使節を応対するものであり、使節は朝貢使節としての分を弁えるべきものであるから、南京を訪れず直ちに出発するならば面目を保てることなどを挙げ、同所に立ち寄ることの不可を述べる。

差出人が鄧壁のため、本文書は初渡時のものであることが知られる（二号文書解説参照）。『初渡集』嘉靖十九年（一五四〇）七月十一日条には「吳通事致使報可赴南京之事」とあり、本文書との前後関係こそ定かでないものの、日本側が吳通事（日本使節側の通事吳榮）を使者として南京に赴くべき旨を報じたことが記されている。これらの様子から、南京行きを希望する日本使節と、それに反対する隨行の明官人とのあいだで、意見の割れていたことがわかる。

この議論の背景には、当時明側が日本使節の南京入城を禁止していた事実がある。もともと、日本使節は南京に立ち寄って、交易品の対価や正使以下使節団官員への給賜を受け取るのを通例としており、宝徳度船で明へ赴いた笑雲瑞訴は景泰五年（一四五四）四月から五月にかけて同所を歴遊したことを記録している。しかし、遅くとも文明十五年度船が渡航した際には日本使節の南京入城は禁止されており、以後それは原則として許可されなかった。

これを踏まえると、日本使節が南京行きを希望したのは、近年の例を廃し従前の通例に復することを試みたものだったのかもしれない。だが、『初渡集』によると、日本使節は龍江駅（南京城外十五里の長江河岸に位置）に至り、その河岸で礼をおこない賜物を拝受したのみで、数日後には寧波へ向けて出発した（嘉靖十九年七月二十九日条・同三十日条・同八月三日条）。策彦が著した『駅程録』に「外国人不曾入城裡」と記されるように、使節の希望した南京への入城は結局果たされなかったのである。

五、范南岡書状

【翻刻】

昨蒙 枉顧、甚為簡慢、既辱
厚賜、兼領
佳句、何以克當、索彼此語言難
弁、不能以尽衷、至負歉々、別具
壘菜數株・石耳少許、悅不多、
奉是、賜
鑑納、万々、
友生范南岡頓首拜上
怡齋尊使大人上刹

餘素

【解説】

寧波の文人范南岡が策彦に送った手紙。怡齋は策彦の号。前日の策彦の来訪と詩・物品の贈与を謝し、壘菜（醬で和えた野菜）・石耳（岩茸）を贈る旨を記す。餘素は手紙の最後につける慣用句。

『初渡集』嘉靖十八年（一五三九）七月二十二日条には「午刻、范南岡馳尺書、惠塩菜・石耳二物」とあり、本状はまさにこの尺書（手紙）にあたることがわかる。同日条には続けて、「于時即休琳公・万英祝公来話、予得此嘉肴、侑以一盞」とあり、たまたまやってきた使節団員と、これを肴に酒を飲んだことがわかる。また前日七月二十一日の条には、「訪范大人、々々出迎二咲、陳嘉肴酌美酒、又囲碁三戦、予献詩謝前日来訪」とあって、范南岡を訪ね、おいしい料理を前に酒を酌み交わし、囲碁を打ち、詩のやりとりをしたことがうかがえる。

范南岡と策彦との交流は、策彦が嘉靖十八年五月末に寧波府城の嘉賓堂に落ち着いてひと月後の六月末ごろより始まり、以後寧波に滞在中、頻繁に行き来した。『三場文海』・『皇朝類苑』・『東坡志林』・『山谷刀筆』といった書籍の手配を依頼したりもしている（『初渡集』嘉靖十八年九月十一日条・同十六日条）。再渡の際にも、范南岡の家を訪問して酒を飲み、扇・紙を贈った旨が見えている（『再渡集』嘉靖二十七年九月二十四日条）。寧波で交流していた文人たちのなかでも親しい部類に入るだろう。

六、駱邦翰書状

【翻刻】

切欲造館一拜、因門禁甚嚴、不得遂
別（願カ）止別、侑、吾之不遇魯候天也、
嘉靖三十六年想
大人又与

雪窓同来、方得慰別懷叙旧情也、心

事多端、惟

照察、不宣、

侍生駱邦翰頓首拜

謙齋〔齋〕老大〔文〕先生〔下〕

外小書二冊奉舟中消

閑、自恨貧儒無以金

玉為贈也、容恕々々、

邦翰又拜

【解説】

駱邦翰から策彦へ宛てた書状。「吾之不遇魯候天也」（私が魯候に謁見できなかったのは天命である）という『孟子』梁惠王・下の一節を引いて、策彦との面会を希望したが厳しい出入制限のために果たせなかったことを慨嘆し、嘉靖三十六年（一五五七）に策彦が雪窓（一号文書解説参照）とともにもう一度明へ来て惜別の気持ちを慰め旧情を叙すること
を期待する旨を記す。また、末尾には二冊の書籍を贈ることも追記する。

当時、遣明使節の派遣には十年一頁の規定があった。これは、前回の使節の寧波入港から次の使節の入港まで、足かけ十年以上の間隔を開けなければならないという、渡航頻度の制限である。^{〔9〕}この規定を踏まえて、書中で嘉靖三十六年の策彦と雪窓の再来に期待している事実注目すると、本文書は嘉靖二十七年三月に寧波へ入港した、再渡時のものであることがわかる。さらに文意から推定すると、嘉靖二十九年夏に策彦らが寧波に在って日本へ帰国する直前のものであろう。

差出の駱邦翰は、紹興に居住していた人物で、策彦との交流は初渡時にはじまる。日本使節が海を渡り寧波へたどり着いて北京への出発を待っていた嘉靖十八年八月、その到来を聞きつけた駱邦翰は、雪窓へ書状を送って寧波まで会いに行くことを報じた。雪窓はこれ以前にも入明した経験があり、駱邦翰とは旧知の間柄だったのである。これに対し雪窓は、文章に長けた策彦に代筆を依頼して、翌日の面会を約束する旨を

返書した。そして翌日、二人は対面を果たしたのち策彦の元を訪れ、策彦と駱邦翰は筆談をした（『初渡集』嘉靖十八年八月十五日条）。これをきっかけに両者は親睦を深め、駱邦翰が紹興に帰る際に策彦は扇と墨を贈った（同十八日条）。その後北京へ赴いた日本使節団が寧波へ戻る際に蓬萊駅（紹興府の西門外に位置）に立ち寄ると、邦翰はふたたび策彦の元を訪れて筆談し（同十九年九月八日条）、さらに日本使節が寧波に帰着し出航を待っている間にも、邦翰は紹興から足を運んで、策彦や雪窓と欲談した（同二十年四月十九日条・同二十日条）。

このように『初渡集』には親交を結んでいた様子が克明に記されているのに対し、『再渡集』には駱邦翰の名は一切登場しない。しかし、再渡時にもその交友関係のつづいていたことが、本文書によってあきらかとなる。

七、蔡陽書状

【翻刻】

〔異筆力〕
〔正〕

日昨総兵

元帥往明州、参

市舶、発示衆、所遣

宝舟、只在一二日到港頭、希

暫留候、齊偕進明州、則彼

此便益也、乞

示復、

副巡海蔡陽拜

大使大人〔閣下〕

【解説】

定海衛の役人蔡陽が遣明使節に宛てて、遅れている三号船の到着を待ち、三船揃って寧波に行くようにしたいと告げたもの。『初渡集』嘉靖十八年（一五三九）五月十八日条に本文書が写されており、同日に到来したものと確定できる。初渡の正使は湖心碩鼎であり、したがって宛所の「大使大人閣下」も湖心碩鼎と解される。

策彦らは嘉靖十八年四月十九日に五島奈留島を發し、五月二日ごろ、目指す寧波よりはるか南方の温州の海上に到った。そこから自力で北上を続け、五日には台州に入り、八日になって昌国衛に保護された。この時点で一緒だったのは、策彦らの乗船する一号船、および二号船のみで、三号船は朝鮮方面に流され、そこから烏沙門近海に到って定海衛に保護され、五月二十日定海港に到着することになる。策彦らの方は昌国衛の役人に先導されて、十三日には定海衛の管轄域に到り、以降は定海衛からの誘導も得て、十六日に定海港に到った。定海から甬江をさかのほれば寧波府城である。翌十七日、航海の途中で離ればなれになってしまった三号船の消息が、定海衛の役人から伝えられた。本文書はこのような状況の中でもたらされたものである。

明代の地方統治はおおまかに、行政をつかさどる布政使司・司法警察をつかさどる按察使司・軍事をつかさどる都指揮使司によって担われ、三司は中央に直属する独立の執政機関として鼎立した。うち都指揮使司は全国に十三から十六置かれ、これを中央の五軍都督府が統括した。現在の浙江省にあたる地域を管轄したのは浙江都指揮使司で、本司は杭州、寧波にも分司が置かれていた。都指揮使司の下には衛が置かれ、衛は千戸所を、千戸所は百戸所を統括した。浙江都指揮使司下の衛は十六あり、昌国衛・定海衛もその一つである。衛の長官を指揮使、副官を指揮同知というが、「総兵元帥」・「副巡海」は、衛の職名としては見当たらない。『初渡集』には、護送を指揮した昌国衛の劉東山について、「昌

国衛掌印総兵官」・「昌国尉掌印元帥」という自称、「昌国劉都督」という他称が記されているので、あるいは総兵は、衛の長官の称としても用いられることがあったのかもしれない。また定海の役人として、①策彦が「定海総兵大人」と称し、自らは「大明国巡海候」と称する人物、②「巡海候」・「巡海」と自称する臧東山という人物、③策彦が「定海尉」・「総兵大人」と称する人物が見られる。ただ②と③は別人のようであり、①と②ないし①と③が同一人物を指すのか否かもはっきりしないので、巡海については不明とせざるをえない。明州は寧波の古称。市舶は貿易管理のために置かれた市舶提挙司を指す。寧波には浙江市舶提挙司が置かれていた。

以上を踏まえると本文書は、策彦らの定海到着を受け、「総兵元帥」すなわち衛の長官が寧波に行き、市舶提挙司の役人と相談した結果、三号船はあと一、二日で定海港に到着するであろうから、暫時待つて一緒に寧波に出發するのがよからう、ということになったが、それでよいかと、「副巡海」の蔡陽が伝達してきたものと位置付けられる。この場合の衛の長官が、定海衛の長官なのか、ここまで護送して来た昌国衛の長官劉東山なのかは明示されていないが、定海港が定海衛の管轄である以上、定海衛の長官と考える方が自然であろう。となると差出の蔡陽も定海衛の役人ということになる。

さて本文書に対し、策彦らは、一刻も早く寧波府に行きたい、三号船については後から送ってくればよい、しかしそちらのご意向を尊重して、一日二日ならお待ちします、と返事した（『初渡集』嘉靖十八年五月十八日条）。だが、先述の通り三号船の到着はこの二日後の二十日のことであり、三船揃って定海を發船し寧波に到着したのは二十二日、上陸して嘉賓堂に落ち着いたのは二十五日のことであった。

八、鄧壁書状

【翻刻】
〔異筆九〕
〔正〕

前日周通來說、与駅丞説定慶給打五

升・口糧二升、説起身再打三升、今駅丞

俱走避、夫也無一名、周通事原与他説

過話、今不知何処去、待尋到周通事着

他来回話只夫、

鴻臚寺復

【解説】

差出には「鴻臚寺復」とあるのみだが、筆致から判断して二・四号文書と同様に鄧壁の書状だと考えられる。内容は、慶給と口糧の支給に關し何らかの問題があり、問い合わせてきた日本使節に返答したもの。前半部は、駅丞と話して、慶給五升および口糧二升の支給を約束し、使節団が駅を発する際にもう三升の支給があることになったという前日の周通事の発言を伝える。また後半部は、現在、駅吏はみな逃げて駅夫も一人としておらず、周通事と話した駅丞も今はどこに行ったのかわからないため、周通事が駅丞を来させて回答させるのを待つようにと述べる。

書中の周通事は、明側の通事周文衡を指す。差出の鄧壁が鴻臚寺の通事だったのに対し、彼は寧波に置かれた浙江省船提挙司の通事だった〔初渡集〕嘉靖十八年五月十五日条。日本使節団が明へたどり着いた際の入国審査以後出国に至るまで、彼が始終使節に随行してその任務にあたったことは、『初渡集』を通じてうかがえる。

また、同じく書中に見える慶給と口糧は、ともに明側より支給される

食料などのことで、前者は正使以下官員に対する、後者は商人や水夫など随従人に対するものを指す。原則として、寧波や北京における長期滞在中には五日間ごとに、また両所のあいだを往復する際には公設の駅を経由するたびに支給された。

鄧壁の手になることから、本文書は初渡時の北京からの帰路、駅を経由した際のものと考えられる（二号文書解説参照）。ただし、書中で言及される駅吏の逃亡に対応する記述が『初渡集』にはないため、その詳細を確定するには至らない。だが、以下に述べるように、ある程度絞り込むことはできる。

初渡時の支給は、寧波から北京までの往路に慶給五升と口糧二升、復路に慶給三升と口糧一升が定例だった（『駅程録』）。これに基づく、復路の途上で発給された本文書で、慶給五升と口糧二升の支給に言及するのは異例である。ここで注目したいのは、少なくとも南京城外の龍江駅および嘉興府桐郷県の西水駅では、復路においても『駅程録』の記述と異なり慶給五升と口糧二升が支給された点である。特に西水駅については、北京に上る時と同量の支給の理由として、往路では同駅を経由せず復路で初めて通ったことが注記されている（『初渡集』嘉靖十九年八月二十八日条）。この記述から、往路に支給がなかった場合には復路に慶給五升と口糧二升の支給のあったことが想定される。

そして、これに当てはまるのは、往路で經由せず復路で經由した駅と、往路に通ったものの支給は受けず復路にふたたび経過した駅である。前者には龍江駅と西水駅のほか、儀真駅と皂林駅（嘉興府桐郷県）が該当する。ただし、このうち龍江駅では到着後すぐに、西水駅と皂林駅では翌日支給されているが、儀真駅では到着から支給まで三日を要している（同七月二十三日条・同二十六日条）。これを踏まえると、前者ならば儀真駅の可能性が高い。一方後者の場合、『初渡集』を見ると、往路に支

給の記述がなく復路にそれがあつたか、それとも支給はあつたが策彦によって書き留められていないだけなのかは、判然としない。

なお、文書中では廩給五升と口糧二升のほかにも、出発後さらに三升を給与することに言及している。これについては、三升は廩給三升と口糧一升の省略で、到着した際に往路の分、出発の際に復路の分を支給するつもりだった可能性がある。

〔註〕

(1) 『妙智院所蔵史料』四（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。再渡時の行程の概略・使節団の構成などを記したものである。

(2) 『策彦周良等往来雜記』（池底叢書七〇、宮内庁書陵部蔵）には、『明国諸士送行』所収文書が何点か写されているが、全部ではなく、かつ順番もばらばらに、他史料と入り乱れる形で配列されている。本書には、妙智院所蔵の史料を写して一冊とした旨を記す寛政丁巳（一七九七）の奥書があり、あるいは、『明国諸士送行』所収文書は、十八世紀にはまだ卷子ではない形で存在したのではないかと思われる。

(3) 大庭脩「芳洲文庫の「嘉靖公牘集」について」（『関西大学東西学術研究所紀要』一〇、一九七七年）。ただし成立の事情については不明。写されている文書の一部が、寛政四年（一七九二）時点で妙智院に所蔵されていたことは確認される（岡本真「目録からみた妙智院旧蔵策彦周良入明関係史料」『東京大学日本史学研究室紀要別冊』、二〇一三年）。

(4) たとえば、再渡にかかる文書である「嘉靖二十六年六月五日寧波府論」の原本は、妙智院を離れ、十八世紀には信濃松本の住人倉科家に存在していたことが知られている（西田友広「嘉靖二十六年六月五日寧波府論の写本について」『東京大学史料編纂所画像史料解析センター通信』五七、二〇一二年）。

(5) 大友信一『室町時代の国語音声の研究』（至文堂、一九六三年）二八二

頁、福島邦道『日本館訳語攷』（笠間書院、一九九三年）五一頁。

(6) 村井章介・須田牧子編『笑雲入明記』（平凡社、二〇一〇年）一五四～一五五頁。

(7) 小葉田淳『中世日支交通交貿易史の研究』（刀江書院、一九四一年）一七五～一七六頁。

(8) 『駅程録』は策彦が寧波から北京に至る道々の駅間の距離、および駅の所在や近辺の名所旧跡を記したものである。初渡時の使節団の人数や明側より支給された廩給・口糧などに関する記録も載せる。村井章介・須田牧子編前掲書二三八～二五二頁。

(9) 橋本雄『再論 十年一頁制』（『日本史研究』五六八、二〇〇九年）。